越谷市斎場使用料改定のお知らせ

改定日

令和９年４月１日ご利用分から適用します。

改定の背景

昨今の物価高騰に伴う施設の維持管理経費の上昇に加え、施設・設備の老朽化や更新等による大規模修繕が見込まれます。
これらの要因による管理運営費増加のため、使用料の改定を行います。

改定の内容

区分		種別	単位	現行		改定後
火葬炉	市民	１２歳以上であった者の遺体	１体	１０，０００円	➡	１５，０００円
		１２歳未満であった者の遺体	１体	５，０００		７，５００
		死産児	１胎	２，５００		３，７５０
		改葬	１件	５，０００		７，５００
		身体の一部	１件	５，０００		７，５００
	市民外	１２歳以上であった者の遺体	１体	８０，０００		９０，０００
		１２歳未満であった者の遺体	１体	４０，０００		４５，０００
		死産児	１胎	２０，０００		２２，５００
		改葬	１件	４０，０００		４５，０００
		身体の一部	１件	４０，０００		４５，０００
待合室	市民		１室	４，０００		６，０００
	市民外		１室	３２，０００		３４，０００
動物火葬炉	市民	１０㎏未満	１体	８，０００		１２，０００
		１０㎏以上４０㎏未満	１体	１６，０００		２４，０００
		４０㎏以上６０㎏未満	１体	２４，０００		３６，０００
	市民外	１０㎏未満	１体	１６，０００		２４，０００
		１０㎏以上４０㎏未満	１体	３２，０００		４８，０００
		４０㎏以上６０㎏未満	１体	４８，０００		７２，０００
式場	市民		１室	１５０，０００		１６０，０００
霊安室		１棺（２４時間につき）		２，０００		３，０００

※市民とは、祭祀を主宰する者または死亡時に死亡者が越谷市・吉川市・松伏町の住民基本台帳に記録されている者をいう。
動物火葬については、使用者が越谷市・吉川市・松伏町の住民基本台帳に記録されている者をいう。